

平成 21 年度第 4 回 富合町合併特例区協議会 臨時会 会議録

日 時 平成 21 年 12 月 4 日 (金)

会 場 富合総合支所 3 階会議室

開会時間 午後 2 時 00 分

終了時間 午後 2 時 15 分

○ 出席委員 ( 9 名 )

会 長 田 中 榮 信

副会長 小 山 一 美

委 員 米 原 靖 雄

野 口 ミナ子

村 崎 博 則

改 原 明 博

松 永 隆

内 藤 信 博

菊 池 博 志

○ 欠席委員 ( なし )

## 平成21年度第4回 富合町合併特例区協議会臨時会次第

日 時：平成21年12月4日（金）午後2時00分

場 所：富合総合支所 3階大会議室

1 開 会

2 議 事

〔協 議〕

協議第 1 号 富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部  
改正について

3 その他

4 閉 会

## 事務局

本日は、公私共にお忙しい中に、臨時会の開催となりましたが、よろしくお願い致します。

なお、本日の開催通知については、お手元に配布させていただいておりますのでご了承をお願い致します。

それでは、協議会の開会に先立ちまして、配布資料の確認をしたいと思います。

1枚紙で「平成21年度第4回富合町合併特例区協議会臨時会次第」、それと綴じてあります「平成21年度第4回富合町合併特例区協議会臨時会」の冊子、以上の2点の資料を配布しております。資料の過不足等がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

それでは、これから会議に入ります。会議の進行につきましては、合併特例区規約第10条第4項並びに、同会議運営規則第4条第1項の規定に基づき、会長である田中議長をお願いいたします。

## 田中 榮信 議長

ここからは、私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。

それでは、ただ今から「平成21年度第4回富合町合併特例区協議会臨時会」を開会いたします。

ここで、会議録署名委員を指名したいと思います。会議録署名委員の指名につきましては、協議会会議運営規則第7条第2項の規定により、指名をさせていただきます。本日は、改原委員と松永委員をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

次に、構成員の出席数についてでございますが、本日は構成員の皆様全員にご出席頂いております。なお、協議会規約第10条第3項の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。協議第1号「富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部改正について」につきまして、合併特例区長からの提案理由の説明を求めます。

## 村崎 秀 合併特例区長

今回、提案いたしております「富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部改正案」についてご説明申し上げます。

本年7月31日付けで熊本市監査委員より「富合町合併特例区職員措置請求について」において

1点目で、富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則で定める構成員の報酬月額

については、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律の趣旨に照らして妥当性が認められ、また、勤務実態に見合った額となるよう減額されたい、また、

2点目に、上記の措置は、平成21年12月31日までに行われたい。

3点目に、措置を講じられたときは、地方自治法第242条第9項及び市町村の合併の特例等に関する法律第47条の規定によりその旨を監査委員あて通知されたい、との勧告を受けております。

監査委員は、他都市に設置している合併特例区の構成員報酬額との比較をしていますが、他都市の場合も、月額4千円から月額10万円などと様々であり、その都市独自の判断となっております。富合町合併特例区としましては、現行の報酬額は当協議会構成員の担う職責や活動内容などを勘案し、独自に判断したものであります。

また、熊本市執行機関及び附属機関の委員との報酬額と比較すると、当協議会構成員は、勤務実態や地域密着性、住民に対する責任等も高く、熊本市執行機関及び附属機関の委員より高額となることはやむを得ないものであると考えております。

勧告では、「勤務実態に見合った額となるよう減額されたい」とありますが、当協議会構成員は、毎月の定例会を始め臨時会の開催、地区嘱託員や地元選出市議会議員との定期的な意見交換、部会を設置しての活動、さらには地域住民からの意見の聴取や行政と地域住民との相互の連携を図るなど旧富合町域の発展と熊本市としての一体性の確立を目指し、地域及び地域住民に密着した活動を活発に行われております。

また市町村の合併の特例等に関する法律では、協議会構成員に対し報酬を支給しないこととすることができると規定していますが、これは、住民として担う自発的な協働活動の一環として捉えられる場合であって、当協議会構成員は、編入合併に対応するため、地域住民からの意見の聴取や行政と地域住民との相互の連携を図るなど、24時間その地位にあり、会議等の出席だけがその役割ではないとの位置づけにより、現報酬額を支給しているものであります。

また現報酬額については、熊本市議会の議決、熊本市長の承認も得ているところでございます。

これまで述べてきたとおり、私は現行の当協議会構成員報酬は、勤務実態に見合った妥当性のある報酬額と認識しているところでございます。

しかしながら、監査委員が勤務実態を見た上で報酬額が高いと評価したことは事実であります。

監査結果を見ると、協議会構成員の業務をいささか狭く解しているところ、また他の合併特例区協議会構成員や熊本市執行機関及び附属機関の委員の報酬について、勤務実態を含めた詳細な比較をせずに高いと判断したところなど、前述したように承服しがたい部分もありますが、私としては、この監査委員の評価を尊重しつつ、なお、勤務実態に見合い、今後とも協議会構成員として責任ある活動を担保していただける額として、月額187,500円が妥当と考え今臨時会へ提案するところでございます。

協議会構成員の皆さまにおかれましては、25%の大幅な減額となりますが、どうかご理解いただきまして、慎重審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明と致します。

田中 榮信 議長

次に、事務局からの改正案についての説明を求めます。

事務局

それでは富合町合併特例区協議会臨時会の2ページをお開き下さい。「富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則の一部を改正する規則」ということで読み上げます。

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則(平成20年度規則第2号)の規則を次のように改正する。第2条中「250,000円」を「187,500円」に改める。附則 この規則は、平成22年1月1日から施行する。以上でございます。なお参考資料と致しまして、3ページに改正案と現行の両方の比較をしているところがございます。以上でございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第1号」につきましては、私たち構成員の報酬額についての改正案が示されたわけですが、特例区長からの提案額は、これまで皆さんと数回に渡り協議をしてまいりました結果に対して、妥当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

田中 榮信 議長

それでは、協議第1号につきましては、原案のとおり同意いたしました。本日の議事につきましては、以上でございます。皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。なお、私たち構成員は、合併特例区が設置され、富合地区の住民の皆さんの合併に対する不安を払拭すると共に、地域の発展を願い、精一杯の努力をしてみたいと思っておりますので、皆様には、さらなるご協力とご理解をよろしくお願い致します。

その他、事務局から何か連絡事項等はありませんか。

事務局

次回協議会定例会の件でございますが、今月は18日・金曜日・午前10時からの開催を予定しております。後日、開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

田中 榮信 議長

それでは、これもちまして、「平成21年度 第4回 富合町合併特例区協議会 臨時会」  
を閉会いたします。皆さん大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 21 年 12 月 18 日

署名委員

松永隆

署名委員

改原明博